

定額減税に伴い 調整給付金の給付が始まります

物価高への支援の一環で、納税者および同一生計配偶者または扶養親族 1 人につき、4 万円（令和 6 年分の所得税から 3 万円・令和 6 年度分の個人住民税所得割から 1 万円）の「定額減税」が行われます。

定額減税の対象で、その恩恵を十分に受けることができないと見込まれる人に、その差額を給付金として給付（調整給付金）を行います。

●給付対象者 ※以下の要件を満たす人

- ▼令和 6 年に所得税が課税される見込みがあり、令和 6 年度個人住民税所得割が課税されている人
- ▼令和 6 年分推計所得税額・令和 6 年度分個人住民税所得割額において、算定される減税（定額減税可能額）が、定額減税を行う前の税額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる人

●対象外の人 ※以下の要件を 1 つでも満たす人

- ▼所得税が非課税で令和 6 年度の個人住民税が非課税または均等割のみ課税となる人
- ▼令和 6 年度分の個人住民税に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える納税義務者の人

※定額減税の対象者とは…

令和 6 年度に限り 1 人あたり所得税 3 万円、住民税所得割 1 万円の減税措置を受けている人

☆給付の手続き

8 月上旬頃、役場住民課より対象者に確認書を送ります。
返信用封筒を同封していますので、記入の上、期日内に返送してください。
役場住民課に確認書が届き、確認した後、給付となります。

※注意※ 期日内に確認ができない場合、給付金の受取辞退とみなすこととなります。ご注意ください。

マイナンバーカードの公金受取口座の登録をされている方につきましては、原則手続き不要となります。



CAUTION ⚠ CAUTION ⚠ CAUTION ⚠ CAUTION ⚠ CAUTION ⚠ CAUTION ⚠ CAUTION ⚠

給付金を装った詐欺にご注意ください！

国・鳥取県・日野町役場が下記のことをすることはありません。

- ・ATM（現金自動払機）の操作をお願いすること。
- ・給付のために手数料などの振り込みを求めること。
- ・現時点で世帯構成や金融機関の口座番号などの個人情報を経営で照会すること。
- ・ご自宅や職場などに国・県・役場職員などをかたった不審な電話がかかってきたり、不審な郵便物が届いたりしたら、迷わず日野町役場や黒坂警察署にご連絡ください。

CAUTION ⚠ CAUTION ⚠ CAUTION ⚠ CAUTION ⚠ CAUTION ⚠ CAUTION ⚠

調整給付金の計算方法について

所得税

定額減税可能額
(3万円×(本人+扶養親族数))

令和6年分
推計所得税額

(<0の場合は0)

控除不足額(①)

所得税定額
減税可能額

—

令和6年分
推計所得税額

=

所得税控除不足額

住民税所得割

定額減税可能額
(1万円×(本人+扶養親族数))

令和6年度分
住民税所得割額

(<0の場合は0)

控除不足額(②)

住民税所得割
定額減税可能額

—

令和6年分
住民税所得割額

=

住民税所得割
控除不足額

調整給付金

所得税分の
控除不足額(①)

住民税所得割分の
控除不足額(②)

控除不足額(③)
(①+②)

所得税控除不足額

+

住民税所得割
控除不足額

=

控除不足額 計



調整給付金支給額
(上記③を1万円単位に切り上げ)

※注意※「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

調整給付金支給額

※令和6年分推計所得税額は、令和5年分の所得税の確定申告、令和6年度の個人住民税の情報をもとに、国が提供する算定ツールを用いて計算を行います。あくまで推計のため、所得税の確定ではありません。令和6年分所得税額が確定した際に、調整給付金に不足が判明した場合は、令和7年以降に追加で不足分給付として給付を行う予定となります。あらかじめご了承ください。

★そのほか調整給付金についてご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

【問合せ先】役場住民課（電話 72-0333）